

2025 年 5 月 19 日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

【改正表】

2025 年 税理士受験対策シリーズ 所得税法 理論サブノート

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。
法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。
ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂内容をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2025 年 税理士受験対策シリーズ
所得税法 理論サブノート（2024 年 8 月 22 日第 24 版発行）
ISBN 978-4-86783-120-5

改訂内容

改訂頁・行	改訂箇所
P. 128 問題5-6 〔1〕（1）	<u>別紙のとおり</u>

所得税法等の改正に伴う『理論サブノート』の修正表

税制改正に伴い、理論サブノートの記述を改める必要が生じました。

下記の該当箇所を修正してご利用いただきますようお願いいたします。

点線に沿って切り取り、貼り付ける等してご利用ください。なお、本文中にアンダーラインが付されている箇所は、朱文字に相当する用語となります。

問題 5－6 認定住宅等に係る税額控除

P128〔1〕住宅借入金等特別税額控除 (1) 内容

(注) 書きに追加

③ 個人で、年令 40 才未満であって配偶者を有する者、年令 40 才以上であって年令 40 才未満の配偶者を有する者又は年令 19 才未満の扶養親族を有する者が、認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得をした家屋を居住の用に供した場合には、①の限度額は次の区分に応じ、それぞれに定める金額とすることができる。

(イ) 認定住宅の場合…5,000 万円

(ロ) 特定エネルギー消費性能向上住宅の場合…4,500 万円

(ハ) エネルギー消費性能向上住宅の場合…4,000 万円